

令和8年4月から開始

## 難聴高齢者補聴器購入費助成事業

### 【事業の内容】

市内にお住まいの 65 歳以上の高齢者に対し、生活支援及び社会参加の促進を図るため、難聴高齢者用補聴器の購入費用を助成します。

### 【対象となる方】

以下の1～7のすべての要件を満たす必要があります。

- 1 知立市に住民登録のある、65 歳以上の方。
- 2 両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満。
- 3 聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する補装具費支給対象障害者等でない方。
- 4 耳鼻咽喉科専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した医師）又は身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師が、補聴器の装用が有用であると判断した方。
- 5 購入する補聴器が、労働者災害補償保険法の規定に基づく購入助成を受けていない補聴器であること。
- 6 購入する補聴器が、管理医療機器認証を取得した補聴器であること。
- 7 過去に本事業による助成を受けた場合は、当該助成に係る申請の日から起算して5年を経過していること。

※市から「交付決定」を受ける前に購入したものは、対象外です。

※施設入所者も対象です。住所地特例の方は対象外です。

### 【助成金額】

補聴器の購入費の2分の1（上限：市民税課税世帯 15,000 円、非課税世帯 30,000 円）

※本体と付属品を同時に購入した場合は、付属品も助成対象とする。

### 【注意事項】

- 1 助成対象となる補聴器の数は1台です。  
ただし、両耳に必要なとの医師意見があれば、両耳分で1台とみなします。
- 2 以下の費用等は助成対象外です（自己負担となります）。
  - ・ 付属品（電池、充電器及びイヤーマールド等）のみの購入費
  - ・ 修理代
  - ・ 送料、診察料、検査料、文書料等

### 【受付窓口】

知立市役所 長寿介護課 地域支援係 0566-95-0191

《詳しい流れは裏面をご覧ください》



# 《手続きの流れ》

①申請書類を入手 申請書、医師の意見書の様式を長寿介護課窓口または市のホームページで入手します。

②医療機関を受診 医療機関（※）を受診し、補聴器の要否や、両耳の聴力レベル、補聴器の有用性等、本事業の要件を満たしているかについてご相談下さい。  
満たしている場合、「知立市難聴高齢者補聴器購入費助成に係る意見書」を作成してもらいます。

※意見書の作成

- ・一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した医師
- ・身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師

③見積書を入手 医師の意見書をもとに、補聴器の見積書を販売店等で作成してもらいます。  
内訳が分かるような記載にしてください。  
補聴器の機種やメーカーが分かる資料（パンフレット等）も入手します。

④申請書等を提出 以下4点の書類を長寿介護課へ提出します。

- ・知立市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書
- ・知立市難聴高齢者補聴器購入費助成に係る意見書
- ・補聴器の見積書
- ・補聴器の機種やメーカーが分かる資料（パンフレット等）

⑤助成の可否 長寿介護課から申請者に下記の書類が送付されます。

- ・助成を受けられる場合…「交付決定通知」、「請求書」
- ・助成を受けられない場合…「不交付決定通知」

⑥補聴器の購入 「交付決定通知」が届いたら、補聴器を購入します。  
※「交付決定通知」が届く前の購入は、助成対象外になります。

⑦請求書等の提出 購入して概ね1か月以内に以下2点の書類を長寿介護課へ提出します。

- ・知立市難聴高齢者補聴器購入費助成請求書
- ・領収書または領収書の写し

※年度内（3月上旬を目途）にご提出下さい

⑧助成金の受取 助成請求書に記入された振込先口座に助成金が振り込まれます。